

写

柏市監査委員告示第 4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成27年 3月13日

柏市監査委員	吉	井	忠	夫
柏市監査委員	高	田	幸	男
柏市監査委員	山	内	弘	一
柏市監査委員	海	老	原	久
			恵	

平成26年度

監査の結果に関する報告

財政援助団体等監査

柏市指定駐輪場

(日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社)

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

吉 井 忠 夫  
高 田 幸 男  
山 内 弘 一  
海老原 久 恵

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（法第244条第1項に規定する公の施設のうち、法第244条の2第3項の規定に基づく管理（以下「指定管理」という。）を行わせているものに係る監査）

3 監査の期間

平成26年11月4日から平成27年2月25日まで

4 監査の対象

(1) 監査の対象となる公の施設

柏市駐輪場のうち、柏市駐輪場等条例（平成15年条例第16号）別表第1第1項の表第16号から第20号までに掲げる次のもの（以下総称するときは「指定駐輪場」という。）

ア 南柏駅東口第一駐輪場  
イ 南柏駅東口第二駐輪場  
ウ 北柏駅南口第一駐輪場  
エ 北柏駅南口第二駐輪場  
オ 北柏駅南口第三駐輪場

(2) 監査の対象となる指定管理を行うもの

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社  
東京都品川区西五反田四丁目32番1号  
（以下「指定管理者」という。）

(3) 監査の対象となる指定管理に係る事務の主管部課

土木部交通施設課（以下「主管課」という。）

## 5 監査の方法

平成25年度分で、平成26年3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の指定管理に係る出納その他これに関連する事務（関連する部分については平成25年度以前又は以後に係るものを含む）について、指定管理者及び主管課に資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を受けて行った。

なお、監査の主な着眼点を次のとおりとした。

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 主管課は、公の施設の利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- (9) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (10) 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (11) 利用料金の設定等は適正になされているか。
- (12) 指定管理者により、利用促進のための努力はなされているか。
- (13) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。  
また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (14) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (15) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

## 6 指定管理の概要

### (1) 指定駐輪場の概要

本市では、自転車等の放置を防止し、及び自転車等の利用者の利便を図るため、柏市駐輪場等条例に基づき市内38か所（平成27年2月末日時点）に駐輪場を設置し、広く公の利用に供している。

このうち、次に掲げる5か所については、民間事業者等の能力を活用し、利用者の幅広い需要に的確に対応したサービスの提供並びに管理経費の節減等を図ることを目的として、平成22年3月2日より法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入している。

指定駐輪場の一覧

	施設名	所在地
A	南柏駅東口第一駐輪場	柏市南柏中央4番4ほか
B	南柏駅東口第二駐輪場	柏市豊四季511番46先
C	北柏駅南口第一駐輪場	柏市根戸1880番5ほか
D	北柏駅南口第二駐輪場	柏市根戸1588番6ほか
E	北柏駅南口第三駐輪場	柏市北柏一丁目15番ほか

監査実施時点での南柏駅及び北柏駅における各指定駐輪場の開設状況は、次のとおりである。



（柏市ホームページ「駐輪場案内図」掲載分より引用）

ア 南柏駅東口第一駐輪場

所在地	柏市南柏中央4番4ほか
開設年月日	平成19年4月1日
形態	ゲート式スライドラック駐輪場 (鉄骨造・地下1階地上2階) 平置式駐輪場(線路脇隔地部分)
敷地面積	2,062.26 m <sup>2</sup>
延床面積	4,148.00 m <sup>2</sup>
収容可能車種 及び 最大収容能力	自転車(3,427台) 原動機付自転車(437台)
職員配置状況	現場責任者を1名直接雇用するほか、柏市シルバー人材センターに管理業務を委託して管理員を1～5名配置(常駐時間:6時～21時)



全景



2階(自転車駐輪スペース)



1階(原動機付自転車駐輪スペース)



線路脇隔地部分

イ 南柏駅東口第二駐輪場

所在地	柏市豊四季511番46先
開設年月日	昭和50年10月1日
形態	平置式及び電磁ロック式駐輪場
敷地面積	408.00 m <sup>2</sup>
延床面積	408.00 m <sup>2</sup>
収容可能車種 及び 最大収容能力	自転車 (89 台) 原動機付自転車 (15 台) 自動二輪車 (29 台)
職員配置状況	通常時は配置していないが、南柏駅東口第一駐輪場の管理員が定期的に巡回している。



全景



自転車駐輪スペース



自動二輪車駐輪スペース

ウ 北柏駅南口第一駐輪場

所在地	柏市根戸1880番5ほか
開設年月日	昭和63年7月1日
形態	ゲート式簡易ラック駐輪場 (平成21年建替え, 鉄骨造・地上3階)
敷地面積	789.14 m <sup>2</sup>
延床面積	1,287.43 m <sup>2</sup>
収容可能車種 及び 最大収容能力	自転車(724台) 原動機付自転車(84台) ※レンタサイクル事業を実施(10台)
職員配置状況	現場責任者を1名直接雇用するほか, 柏市シルバー人材センターに管理業務を委託して管理員を1~2名配置(常駐時間:6時~20時)



全景



1階(自転車駐輪スペース)



出入場ゲート



レンタサイクル用車両



エ 北柏駅南口第二駐輪場

所在地	柏市根戸1588番6ほか
開設年月日	昭和63年6月1日
形態	平置式及び電磁ロック式駐輪場
敷地面積	594.40 m <sup>2</sup>
延床面積	594.40 m <sup>2</sup>
収容可能車種 及び 最大収容能力	自転車 (386 台) 原動機付自転車 (57 台) 自動二輪車 (23 台)
職員配置状況	通常時は配置していないが、北柏駅南口第一駐輪場の管理員が定期的に巡回している。



全景



自転車駐輪スペース



駅から最も遠く、天候や時間帯により閑散とすることも

オ 北柏駅南口第三駐輪場

所在地	柏市北柏一丁目15番ほか
開設年月日	平成9年10月1日
形態	簡易ラック式及び電磁ロック式駐輪場
敷地面積	436.71 m <sup>2</sup>
延床面積	436.71 m <sup>2</sup>
収容可能車種 及び 最大収容能力	自転車 (388 台)
職員配置状況	柏市シルバー人材センターに管理業務を委託して管理員を1名配置 (常駐時間: 6時~20時)



全景



駅から最も近く、時間帯によっては混雑が激しい

## (2) 指定管理者選定の概要

### 平成21年

- 7月 1日 募集要項配布開始（～10日）  
広報かしわ（7月1日号）及び市ホームページにより告知した。
- 13日 個別説明会（～15日）
- 8月 4日 応募申請受付開始（～11日）  
10団体から応募があった。
- 26日 指定管理者候補者選定委員会（第1回）  
応募団体のうち、6団体について面接審査を実施することとした。
- 9月 9日 指定管理者候補者選定委員会（第2回）  
面接審査の結果、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社を指定管理者候補者に選定した。
- 28日 選定結果を応募者に通知
- 12月18日 指定管理者の指定に係る議案の市議会可決  
（平成21年第4回定例会第7号議案）

### 平成22年

- 1月 5日 指定管理者の指定に係る告示
- 2月24日 指定管理に関する基本協定書締結
- 3月 2日 指定管理開始（～平成32年3月31日）

### (3) 指定管理業務の概要

#### ア 基本協定書及び管理業務仕様書の概要

- (ア) 指定期間の終期は、平成32年3月31日とする。
- (イ) 指定管理業務の主な内容は、①駐輪場の供用に関する業務、②利用料金の收受等に係る業務、③管理施設、設備、物品等の維持管理に係る業務とする。
- (ウ) 本市は、指定期間における指定管理料を支出しない。管理業務の実施に際して収入額が支出額を下回ったとしても、本市はその損失を補填しない。
- (エ) 指定駐輪場の利用に係る利用料金は、指定管理者の収入とする。指定管理者が指定管理業務を行うために要する経費は、利用料金及びその他の収入をもって充てる。
- (オ) 指定管理者は、各会計年度ごとに納付金 10,000,000 円（平成26年度より 10,285,714 円）を、4月、7月、10月及び1月の4回に分割して本市に納付しなければならない。
- (カ) 指定管理施設の修繕については、原則として1件につき1,000,000 円を超えるものは本市の負担とし、当該金額を下回るものを指定管理者の負担とする。
- (キ) 指定管理者が指定管理業務を行うために必要と認める備品を自己の費用と責任とで備えるときは、あらかじめ本市と協議してその承認を得なければならない。
- (ク) 指定管理者は、会計年度ごとに、当該会計年度の管理業務に係る事業計画書を当該会計年度の前年度の2月末日までに本市に提出し、その承認を得なければならない。
- (ケ) 指定管理者は、各月ごとに、当該月の管理業務の実施状況等を記載した報告書を当該月の翌月の10日までに本市に提出し、その承認を得なければならない。
- (コ) 指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない限度において、本市の承認を得て自主事業を実施することができる。この場合、当該自主事業に係る会計は、指定管理業務又は利用料金に係る会計に含めてはならない。

## イ 利用料金の概要

指定駐輪場の利用に係る利用料金は、指定管理者が柏市駐輪場条例別表第3に定める額の範囲内において定めた額が各会計年度ごとの事業計画書の中で提示され、当該事業計画書の主管課による承認をもって施行されている。

平成27年2月末日時点における指定駐輪場の定期利用及び一時利用に係る利用料金は、次のとおりである。

(単位：円)

駐輪場名	車両区分		定期利用			一時利用※ (24時間毎)	
			3か月	6か月	12か月		
南柏駅東口 第一駐輪場	自転車	一般	2,850	5,220	9,240	100	
		高校生以下	1,440	2,640	4,680	100	
	原動機付自転車		5,700	10,450	18,480	210	
南柏駅東口 第二駐輪場	自転車	一般	1,680	3,080	5,520	100	
		高校生以下	840	1,540	2,760	100	
	原動機付自転車		3,420	6,270	11,160	210	
	自動二輪車		5,130	9,400	16,680	310	
北柏駅南口 第一駐輪場	自転車	一般	2,850	5,220	9,240	100	
		高校生以下	1,440	2,640	4,680	100	
	原動機付自転車		5,700	10,450	18,480	設定なし	
北柏駅南口 第二駐輪場	自転車	一般	1,500	2,750	4,940	100	
		高校生以下	750	1,370	2,470	100	
	原動機付自転車		3,420	6,270	11,160	210	
	自動二輪車		5,130	9,400	16,680	310	
北柏駅南口 第三駐輪場	自転車	一般	設定なし			11,160	100
		高校生以下				11,160	100

※24時間毎に課金(15分の課金猶予あり)

## ウ 利用台数及び利用料金収入の推移

平成22年度から25年度にかけての指定駐輪場における定期利用及び一時利用に係る利用台数及び利用料金収入額の推移は、次のとおりである。

### 【定期利用】

項目		1年目 (22年度)	2年目 (23年度)	3年目 (24年度)	4年目 (25年度)
南柏駅東口 第一駐輪場	利用台数(台)	3,974	4,181	3,845	3,888
	料金収入(円)	37,173,000	35,460,960	34,105,550	34,147,450
南柏駅東口 第二駐輪場	利用台数(台)	139	128	118	119
	料金収入(円)	1,004,460	947,680	867,080	833,510
北柏駅南口 第一駐輪場	利用台数(台)	763	878	840	861
	料金収入(円)	6,869,900	6,922,300	6,772,500	6,743,700
北柏駅南口 第二駐輪場	利用台数(台)	98	79	85	81
	料金収入(円)	951,370	735,560	763,260	758,750
北柏駅南口 第三駐輪場	利用台数(台)	184	247	301	273
	料金収入(円)	1,908,000	2,054,400	1,995,900	2,057,900

※利用台数は、3月31日時点で契約中の定期利用台数

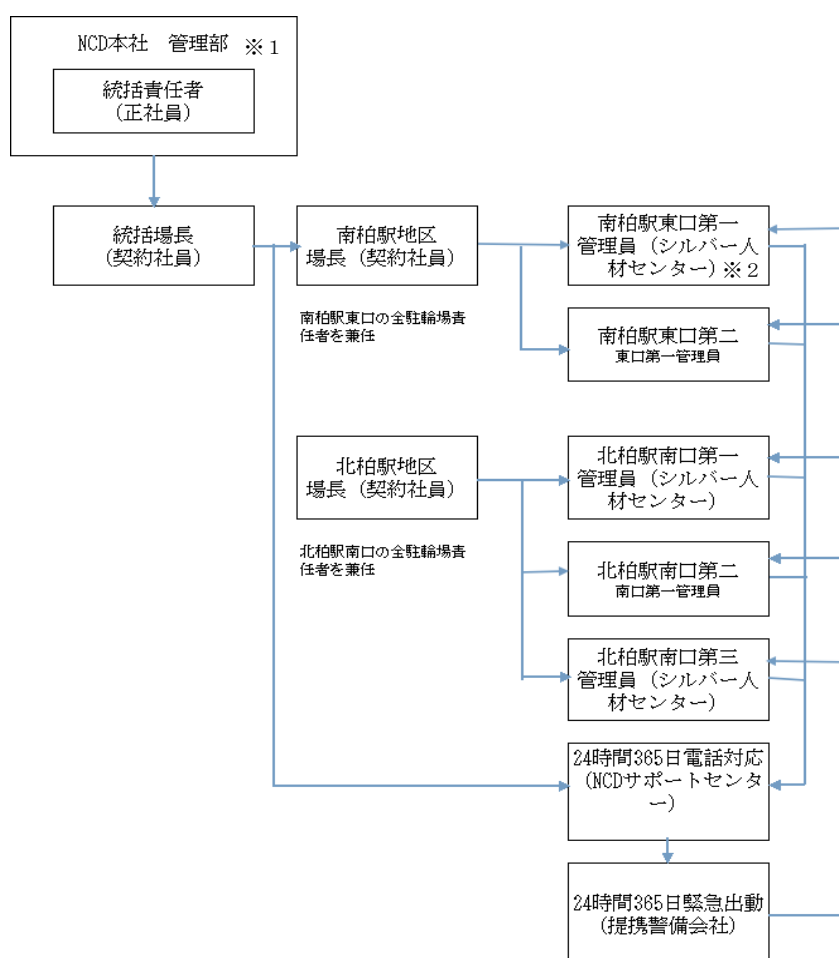
### 【一時利用】

項目		1年目 (22年度)	2年目 (23年度)	3年目 (24年度)	4年目 (25年度)
南柏駅東口 第一駐輪場	利用台数(台)	83,428	89,664	91,758	98,823
	料金収入(円)	10,078,100	10,892,100	11,602,650	12,124,500
南柏駅東口 第二駐輪場	利用台数(台)	2,186	2,669	2,981	3,456
	料金収入(円)	317,800	413,200	460,700	509,800
北柏駅南口 第一駐輪場	利用台数(台)	20,317	20,857	16,431	14,226
	料金収入(円)	2,206,300	2,271,030	1,823,440	1,563,450
北柏駅南口 第二駐輪場	利用台数(台)	2,287	2,474	1,916	2,303
	料金収入(円)	511,300	600,400	445,500	515,700
北柏駅南口 第三駐輪場	利用台数(台)	74,547	75,166	75,287	76,000
	料金収入(円)	8,263,600	8,465,400	8,412,300	8,509,800

エ 指定管理業務に係る職員配置の状況

指定管理業務の履行のために指定管理者が配置する職員の組織体制は、次のとおりとなっている。

- (ア) 統括責任者（正社員） 1名
- (イ) 統括場長（契約社員） 1名
- (ウ) 各地区場長（契約社員） 各1名
- (エ) 管理員（（公社）柏市シルバー人材センター会員）



(出典)「柏市駐輪場の管理に関する事業計画書」(平成25年度) 32ページより抜粋

※1 NCD：日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

※2 シルバー人材センター

：高齢者の多様な就業及び社会参加活動の機会を確保・提供する事業，高齢者の能力の活用を図るための事業，並びにこれらの事業を推進するための普及啓発等の諸活動を実施している。

オ 業務の一部再委託の状況

指定管理者は、あらかじめ書面によりその内容を明らかにして本市の承認を得たかぎりにおいて、次に掲げる業務を第三者に再委託することができる。

- (ア) 清掃，警備，保守点検等の個別業務
- (イ) 専門的な技術又は特定の資格等を要する業務
- (ウ) その他本市が必要と認める業務

当該業務の遂行にあたり、平成25年度に本市より承認された再委託予定事業者は、次のとおりである。

再委託予定事業者一覧

再委託予定業務の名称	事業者の名称
駐輪場管理業務	(公社)柏市シルバー人材センター
バイクルウェイ保守点検業務	協栄システム(株)
火災報知器保守点検業務 消防設備保守点検業務	(株)モスコム
集金業務(精算機・定期更新機)	(株)ニッケイトラスト
機械警備業務(管理室) 緊急出動業務 (精算機・個別ロック式駐輪機)	(株)セノン
緊急出動業務 (ゲート式駐輪機，定期更新機)	全国警備保障(株)
管理システム，ゲート等 保守点検業務	東海技研(株) サンサイクルシステム(株)
設備メンテナンス業務 (精算機，個別ロック式駐輪機)	(株)ケイトレック
ごみ回収業務	山本産業(株)

(出典)「柏市駐輪場の管理に関する事業計画書」(平成25年度)37ページより抜粋



(4) 指定管理業務に係る収支の状況

平成22年度から25年度にかけての指定管理業務に係る事業収支について主管課に確認したところ、次のとおりであった。

(単位：円)

項目		1年目 (22年度)	2年目 (23年度)	3年目 (24年度)	4年目 (25年度)
収入の部	利用料金収入 (一時利用・レンタサイクル)	21,377,100	22,653,130	22,787,790	23,290,960
	利用料金収入 (定期利用)	47,906,730	46,120,900	44,504,290	44,541,310
	その他収入	0	11,836	30,424	47,088
	指定管理料	0	0	0	0
収入計(ア)		69,283,830	68,785,866	67,322,504	67,879,358
支出の部	納付金	9,523,812	9,523,812	9,523,812	9,523,812
	人件費	28,029,208	26,961,397	26,621,328	26,540,483
	機器リース料	12,855,040	13,338,960	14,061,360	14,061,360
	光熱水費	2,764,149	2,469,103	2,625,663	2,902,495
	通信費	770,638	789,001	743,731	718,499
	保険料	17,924	17,924	29,110	29,110
	保守・点検費	2,426,130	2,601,630	2,311,630	2,210,500
	管理運営費	3,360,000	3,840,000	3,822,905	3,862,800
	印刷製本費	1,325,110	728,400	705,000	716,000
	自主事業費	0	39,130	139,360	17,502
	施設修繕費	600,600	532,500	240,021	569,200
	事務費	236,000	358,400	383,800	382,768
	消耗品費	774,557	623,361	790,634	708,381
	労務・一般管理費	6,403,444	6,271,080	6,175,956	6,211,729
	オープニング費	2,171,925	0	0	0
	その他	144,000	144,000	144,000	144,000
	租税公課	6,560,930	6,537,217	6,467,528	6,493,807
支出計(イ)		77,963,467	74,775,915	74,785,838	75,092,446
収入計－支出計 (ア)－(イ)		▲8,679,637	▲5,990,049	▲7,463,334	▲7,213,088

## 7 監査の結果

監査の結果，特に次の事項については「監査の結果等の取扱い要領」に定める指摘事項に該当するものと判断した。

### 【指摘事項】

#### (1) 指定管理業務における「人件費」の取扱いについて

指定管理業務に要した経費のうち，本来であれば業務の請負に係る経費に区分すべき「再委託業者に支出した駐輪場管理業務に係る委託料」を「施設管理人件費」としていた。

取扱いの大きく異なる両者を混同して計上することは，会計経理上著しく適正を欠くものと言わざるを得ない。

平成25年度の指定管理業務に関する経費の額については，指定管理者から主管課に提出のあった平成25年度年次報告書の「管理業務に要した経費の収支状況」に明示されているが，その一部を抜粋すると次のとおりである。

区分		合計支出額 (円)	4月(円)	5月(円)
支出 の 部	駐輪場納付金	9,523,812	2,380,953	0
	施設管理人件費			
	人件費(シルバー人材センター)	18,846,677	1,652,488	1,568,519
	直接人件費(契約・パート)	7,693,806	657,983	658,487
	管理費			
	リース料金(ゲート)	12,241,440	1,020,120	1,020,120
	リース料金(増設部)	736,320	61,360	61,360
	リース料金(LED)	1,083,600	90,300	90,300
	電気代	2,831,993	217,208	229,065

上表によると，平成25年度の「施設管理人件費」として，指定管理者が直接雇用する統括場長及び各地区場長に係る「直接人件費(契約・パート)」7,693,806円と並んで，「人件費(シルバー人材センター)」として18,846,677円が計上されている。

しかしながら，14ページにも掲げたとおり，(公社)柏市

シルバー人材センターの行う駐輪場管理業務は、事前に業務を行わせることについて本市の承認を得た上で締結された請負契約により行われており、直接雇用に係る人件費とは厳密に区分されるべきものである。

## (2) 基本協定書等に違背する事務手続きについて

平成25年度の指定管理業務が、基本協定書、管理業務仕様書及び事業計画書に定めるとおりに行われているかを検証したところ、次に掲げるとおり、当該協定書等に違背しているものが見られた。

### ア 自主事業に係る収入及び支出の取扱いについて

指定管理者は、指定駐輪場の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない限度において、自己の費用と責任とにより、あらかじめ本市の承認を得た上で自主事業を実施することができる」とされている。(基本協定書第20条第1項、第2項)

平成25年度は、北柏駅南口第一駐輪場におけるレンタルサイクル事業の実施、南柏駅東口第一駐輪場及び北柏駅南口第一駐輪場における災害対応型飲料自動販売機の設置を前年度から継続して行っている。

当該自主事業に係る会計については、基本協定書第20条第4項で「自主事業に係る会計は、管理業務に係る会計及び利用料金に係る会計に含めてはならない。」とされている。

ところが、平成25年度年次報告書の「管理業務に要した経費の収支状況」を確認したところ、収入支出ともに指定管理業務に係る会計及び利用料金に係る会計に含まれ、これらと一体的な経理が行われていた。

### イ 再委託業者における個人情報の取扱いについて

指定管理者は、指定管理業務を通じて知りえた個人情報について、本市の書面による承認がない限り、第三者に取扱い

の再委託又は下請けをさせることができないとされている。

(基本協定書第23条第4項)

14ページにも記したとおり、指定管理者は指定管理業務の遂行に当たって一部業務の再委託を行っているが、これらの業者について、委託業務の履行に際して当該個人情報を取扱う可能性がないことから、本市の書面による承認は得ていないとのことであった。

しかし、人員配置上、指定管理者が直接雇用する職員がすべて退勤し、駐輪場管理業務を再委託された(公社)柏市シルバー人材センターが配置する職員のみが駐在している時間帯に利用者の住所、氏名等が記された申請書様式(「使用料返還申請書兼定期利用中止届出書」など)を受領する可能性は十分に考えられるところである。

したがって、主管課は協定書に基づく再委託業者による個人情報の取扱いについて所定の手続きを行う必要がある。

#### ウ 管理施設の修繕に係る本市の承認について

指定管理者は、管理施設の修繕を行おうとするときは、原則としてあらかじめ本市の承認を得なければならず、また、当該修繕が緊急を要し、あらかじめ本市の承認を得ることなく修繕を行ったときでも、当該修繕の終了後、これを速やかに本市に報告しなければならないとされている。(基本協定書第14条第2項、第3項)

平成25年度に指定管理者が行った管理施設の修繕について、当該規定に基づく承認又は報告が適切に行われているかどうかを確認したところ、一部の案件については事後に指定管理者から主管課に提出された修繕経過の報告内容を確認できたものの、大部分の案件については事前承認又は事後報告ともに行われていなかった。

#### エ 備品等の取扱いについて

指定管理者は、指定管理業務の用に供するために本市が提

供する備品及び消耗品（以下「備品等」という。）について、これを善良な管理者の注意をもって使用しなければならない、通常の使用において当該備品等の修繕が必要となった場合、これを自己の費用と責任とで行わなければならないとされている。（基本協定書第15条第1項，第4項）

また，自ら必要と認めて自己の費用と責任とで備品等を備えようとする場合，あらかじめ本市と協議してその承認を得なければならないとされている。（基本協定書第15条第2項，第3項）

指定管理業務におけるこれら備品等の取扱い状況を確認したところ，南柏駅東口第一駐輪場において使用に供されることとなっている本市の備品である冷蔵庫（1台）が，実際には長らく壊れていて使用に耐える状態ではなく，修繕又は廃棄等の手続きが行われないうまま，倉庫に保管されていた。

また，当該冷蔵庫の代替とするため，指定管理者が新規に冷蔵庫を購入し，南柏駅東口第一駐輪場の管理室において使用している事実が確認できたものの，本市が貸与した冷蔵庫が壊れて使用できない状態であることを含め，当該事実に関する主管課への報告及び対応についての協議が全くなされていなかった。

#### オ 加入した損害賠償責任保険等の補償内容の報告について

指定管理者は，指定管理業務の実施に当たって本市及び第三者に対する損害賠償義務等を履行するため，管理業務仕様書に定める損害賠償責任保険その他の保険にあらかじめ加入し，当該保険等の補償内容を本市に報告しなければならないとされている。（基本協定書第22条第1項，第3項）

平成25年度に指定管理者が加入した損害賠償責任保険等について確認したところ，おおむね管理業務仕様書に定めるところに沿って保険等に加入している旨を保険証券等により確認することができたが，当該保険等の補償内容に関する報告については，各年度の初めに口頭で加入の有無を連絡する

のみで、保険証券等に明示された具体的な補償内容等まで立ち入っての報告は行われていなかった。

カ 指定管理業務に従事する者の氏名，資格等の通知について  
指定管理者は，指定管理業務に従事する者の氏名，資格等，また，当該指定管理業務の責任者となる者を選任した旨をあらかじめ書面により本市に通知しなければならないとされている。（基本協定書第26条第1項，第2項）

また，当該指定管理業務に携わる職員についての名簿を作成し，本市に提出すべきことが管理業務仕様書「第4 管理業務の細目」に定められているが，これらの通知又は名簿の本市への提出が行われていなかった。

キ 内規を作成する場合の本市との事前の協議について

指定管理者は，指定管理業務を適正に遂行するに当たって必要な各種内規を作成する場合は，事前に本市と協議するものとされている。（管理業務仕様書「第4 管理業務の細目」の「2 管理業務を行う際の留意点等」）

指定管理者が実際に指定管理業務に活用している内規，規程，マニュアル類について提出を求めたところ，いずれについても主管課との協議をほとんど行わないままに策定されており，内容の変更に際しても主管課への報告が行われていなかった。

ク 事業計画書と異なる業者への一部業務の再委託について

14ページにも記したとおり，指定管理業務のうち「集金業務（精算機・定期更新機）」については，指定管理者は「株式会社ニッケイトラスト（以下「ニ社」という。）」に再委託することが事業計画書で予定されていた。

当該業務は，利用者が精算機又は定期更新機に投入した現金，又は管理室内のレジスターに保管された現金を定期的に巡回して回収し，金融機関等で指定管理者の口座に入金する

ものである。平成25年中に履行された当該業務に係る指定管理者に対する請求書を確認したところ「柏市駐輪場集金・納付業務」に係る請求はすべてニ社の子会社である「株式会社ヒューネスト（以下「ヒ社」という。）」から提出されており、ニ社からの請求は見られなかった。

このことについて指定管理者に確認したところ、指定管理業務の開始に当たり、当初委託を予定していたニ社が集金された現金に係る動産保険に加入していなかったため、当該保険に加入しているヒ社を実際の再委託業者とするよう変更し、以来毎年度の委託契約をヒ社と締結していたものである。

ところが、指定管理業務開始以来本監査の実施に至るまでこのことを主管課に報告せず、事業計画書上はニ社を再委託予定業者とするように報告していたために、主管課も本監査の実施に至るまで当該事実を把握していなかった。

### (3) 事業計画書等で実施をうたう取組みの達成状況について

案内用ホームページの作成、意見収集用メールアドレスの設置など、指定管理者選定時のプロポーザル資料以来、毎年度の事業計画書において実施をうたっているが、指定管理業務の開始から5年が経過しようとしている監査実施時点においてもなお実現されていない取組みが見られた。

これら事業計画書等においては、利用者の要望を把握し、反映させていくための方策として、指定駐輪場に係る「意見用のメールアドレス」及び「駐輪場の案内を行うホームページ」を作成することが継続してうたわれてきている。

しかしながら、本監査の実施にあたりインターネット上の検索エンジンを複数用いて探査したが、該当すると思われるメールアドレス及びホームページは発見できなかった。

このことについて指定管理者に確認したところ、いずれも計画として構想していたことは間違いのないものの、アクセスする利用者等の個人情報（氏名、住所、メールアドレス等）の

取扱いに関して解決しなければならない課題が多く、いまだに実現できていない状態にあるとのことであった。

指定管理者選定時に構想として打ち出され、かつ、年度ごとの事業計画書においても実施がうたわれている施策であることから、実現に向けた努力を求めたい。

#### (4) 支出関係事務の誤りについて

「平成25年度年次報告書」に記載された「管理業務に要した経費の収支状況（以下「収支状況」という。）」について、関係証ひょう（請求書、領収証書等）と突合検証を行ったところ、次に掲げるとおり、一部の支出が経費の積算から漏れてしまっているものなど、誤った処理が監査実施時点においてもそのまま放置されている事例が複数発見された。

ア 平成26年1月に利用者に返金した南柏駅東口第一・第二駐輪場に係る利用料金について、収支状況に記載された額が実際に返金を行った経理担当者が作成した「ご利用者様への返金対応明細」に記載された額よりも少なかったため確認を求めたところ、1件の計上漏れが判明した。

イ 平成25年8月分の水道代について、収支状況に記載された支出額が実際の請求書における支出額を足し合わせた額よりも少なかったため確認を求めたところ、1件の計上漏れが判明した。

ウ 平成25年度中の通信運搬費について、収支状況に記載された支出額が個別の回線ごとの支出額を足し合わせた額よりも少なかったため確認を求めたところ、北柏駅南口第一駐輪場に設置した1回線（電話）に係る通信料金が1年分計上漏れとなっていることが判明した。

これらは、確認体制の不備が招いた誤りであるので、早急に



是正するとともに、今後は内部統制が十分機能するような方策を検討されたい。

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じられたときは、その旨を速やかに監査委員に報告されたい。

また、事務処理上改善すべき軽易な事項等については、監査の期間中に口頭により注意、指導を行ったところであるが、その他の指定管理事務は適正に執行されているものと認められた。

なお、指摘事項とするには至らないが、次のいずれかに該当すると判断したものについて、「注意事項」として別紙に記載する。

- (1) 妥当性に欠け、改善を要するもの
- (2) 軽易な又は定型的な誤りで、速やかに改善が可能なもの（監査実施までに改善されたものを含む。）

## 8 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、本監査を実施した中で特に表明すべきと認めた意見について、次のとおり付記する。

### 利用促進のための方策について

指定駐輪場の利用状況については、12ページにも記したとおり、指定管理業務の開始以来、定期利用、一時利用いずれにおいても利用台数並びに利用料金収入が頭打ちとなっており、依然として改善傾向を見出し難い状況にあるものと言わざるを得ない。

生産年齢人口の減少、近隣駐輪場との競合などにより、指定駐輪場を取り巻く経営環境については、今後も厳しい傾向が続くものと考えられる。そのような中にあることは、安定的に利用者確保し、利用台数及び利用料金収入の増加につなげていくための効果的な対策の必要性はますます高まりつつあるものとする。

今後は利用の低迷をもたらしている諸要因についてより具体的かつ詳細な分析を行い、より効果的に状況の打開につなげることのできる施策が講じられることを望むものである。

### 1 主管課が行う立入検査について

管理業務仕様書上、本市が公の施設の設置者としての責任を果たすために行うものとされている立入検査について、おおむね月に 1 回程度、駐輪場の利用状況、係員の就業態度、設備の確認等を主眼として実施しているものの、検査内容についての復命がなされていなかったもの。

### 2 収支改善に向けた具体的な改善目標の策定について

管理業務仕様書上、指定管理者から提出された事業報告書等に基づき主管課が行うものとされている事業評価について、主管課が作成した「平成 25 年度【指定管理者】事業概要報告書兼運営結果確認シート」を確認したところ、管理に係る経費の縮減に向けて行ったモニタリングの結果が「効果的かつ効率的で適正な人員体制を構築していくことで人件費を削減」など、漠然とした具体性に乏しい記載に終始していたもの。

### 3 「機器点検チェックリスト」について

事業計画書 28 ページ「品質管理、自主モニタリングについて」において、日々の指定管理業務に係る品質を維持するために、「機器点検チェックリスト」なる文書を用いて駐輪場附带設備の点検を実施する旨をうたっていたが、現場における実施状況を確認したところ、実際には「チェックリスト」は用いられておらず、職員への担当業務の指示書において点検すべき機器を指定するにとどまっていたもの。